

定 款

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県南アルプス市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、南アルプス市におけるアマチュアスポーツ団体を統括し、スポーツの健全な普及発展を図り、もって市民の健康増進及び体力向上と生涯スポーツ文化の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種のスポーツ事業の実施及びスポーツ大会への選手派遣を行う
- (2) 加盟団体及び選手・指導者の育成指導並びに運営のための援助を行う
- (3) 体育功労者及び優秀選手を表彰する
- (4) 公立スポーツ施設、健康施設、設備の管理運営を行う
- (5) 生涯スポーツの振興及び普及啓発を図る
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、活動区域を南アルプス市及びその周辺とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は、基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員30名以上40名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人の理事又は職員

(2) この法人と密接な関係又は重要な利害関係を有する者若しくはこれらの者が法人又は団体である場合はその役員又は職員

(3) 過去に前2号に規定する者となったことがある者

(4) 前3号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族又は使用人若しくは使用人であった者

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任する場合にあっては、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員

相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

3 第10条において定めた評議員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額
- (3) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 体育・スポーツ団体の加盟、脱退及び除名の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第17条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、全項の議事録に署名押印する。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事20名以上30名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、速やかに登記し、その旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務の執行をする。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 5 専務理事の権限は、理事会の決議を経て定める処務規程によるものとする。
- 6 会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、退任した理事または監事の任期が満了する時までとする。

3 理事または監事は、第20条において定めた役員の定数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事または監事が、次の各号に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によらなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事

実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき

(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第28条 この法人は、法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

第29条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、この法人の業務運営に関し会長の諮問に応え、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長がこれに当たる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求を

した理事が招集するとき

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長が招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、理事が理事会を招集する。

4 会長は、前条第3項第2号に該当する場合には、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 加盟団体

(加盟団体)

第37条 加盟団体とは、第3条に規定する目的に賛同し、次のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの

(2) 市内各地域におけるスポーツを総合的に統括する地区スポーツ協会等であって、この法人に加盟したもの

(3) 市内におけるスポーツ少年団を統括する団体であってこの法人に加盟したもの

(4) 前3号に定めるもののほかスポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの

2 この法人に加盟しようとする団体は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得て加盟することができる。

3 加盟団体に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか理事会及び評議員会の決議により別に定める。

(負担金)

第38条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年度納入しなければならない。

2 既納の負担金は、理由のいかんにかかわらず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第39条 加盟団体は、次の事由によってその資格を失う。

- (1) 脱退
- (2) この法人の解散
- (3) 除名

(脱 退)

第40条 加盟団体が脱退しようとするときは、会長に対して理由を付し脱退届を提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(除 名)

第41条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決及び評議員会の承認を経てこれを除名することができる。

- (1) 負担金を納入しないとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に背く行為のあったとき
- (3) 前各号のほか、この法人の加盟団体としての義務に違反したとき

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 この法人には、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

(名称等)

第43条 専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員長)

第44条 専門委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員のうち重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第52条第2項に定める情報公開規程による。

第11章 定款の変更並びに合併及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第48条 この法人は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併並びに事業の全部又は、一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）に

において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人又は南アルプス市若しくは、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人又は南アルプス市若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報による。

第13章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(公益財団法人山梨県スポーツ協会への加盟)

第56条 この法人は、公益財団法人山梨県スポーツ協会へ加盟するものとする。

附則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

（第5条関係）

山梨中央銀行 小笠原支店	定期預金	30,000,000円
--------------	------	-------------